

# よした 議会だより



第110号

令和5年7月発行

〒421-0395  
静岡県榛原郡吉田町住吉87  
TEL:0548-33-2141  
吉田町議会  
責任者 議長 大石 巖

新・正副議長あいさつ	2P
各委員会の顔ぶれ	3P
令和5年第2回定例会	4P
令和5年第2回臨時会	8P
一般質問 6人が町政を問う	9P
常任委員会報告	15P

自彊小学校運動会、4年生が力を合わせて頑張りました。



# 新・正副議長のあつわり



議長  
大石 巖

## 町民の暮らしを守る議事決定機関に

議長就任のごあいさつを申し上げます。

異常な円安による物価高騰の中、町民の皆さんの暮らしや営業を守るためにも町議会の役割は大事です。

1 行政をチエックし、町民の声を行政に反映させるために、議員相互の議論をつくり、最良の意思決定ができるよう努めます。

2 町民の福祉向上と町の発展に寄与するためにも、質の高い議会

活動を目指し、当局に政策提案できる議会力アップを目指します。

3 議会活動の公開性を求め「開かれた議会」に向けて、町民の皆さんへの情報発信を行い、意見交換を活発に進めます。

当局には、議会中継など議会活動の公開性を求めていきます。よろしくお願ひします。



副議長  
蒔田 昌代

## 最良の意思決定のために

この度副議長に就任いたしました。

議会は町民の代表機関であり、行政の監視であります。議会が二元代表制のもとで、議会の役割を十分に発揮するために、その機能を強化すること「議会の強化」に力を注いでいきたいと考えております。もちろん議員一人ひとりの資質向上を目指すことも重要であり、議会の力を強化

することになります。町民の声を行政に反映させるために、議長を中心に議会が一つにまとまることが重要だと考えております。町民にとって最良の意思決定ができるように努力をしてまいります。

微力ではありますが、議長を補佐し、一生懸命努めてまいります。よろしくお願ひいたします。



吉田町牧之原市広域施設組合議会

・増田伸介 ・福世義己 ・盛純一郎

・三輪美由紀 ・八木栄 ・河原崎昇司

・増田剛士

榛原総合病院組合議会

・平野積 ・大石巖 ・山内均

駿遠学園管理組合議会

・大石裕之

吉田町監査委員

・三輪美由紀

# 委員会の新体制が決定



総務文教常任委員会  
 総務課、防災課、企画課、財政管理課、税務課、町民課、福祉課、こども未来課、健康づくり課、高齢者支援課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会の所管に属する事項の調査

◎盛 〇増田 楠元 蒔田  
 大石 平野 純一郎 仲介 由美子 昌代  
 増田 剛士 巖 積

産業建設常任委員会  
 産業課、建設課、都市環境課、上下水道課および農業委員会の所管に属する事項の調査



◎山内 〇八木 福世 河原崎  
 三輪 均 栄 義己 昇司  
 大石 裕之 美由紀



議会運営委員会  
 地方自治法109条による、議会運営を円滑に運ぶため、会期および議事日程などの協議

◎増田 〇平野 蒔田 盛  
 山内 三輪 均 美由紀 剛士 積 昌代 純一郎

議会広報特別委員会  
 年4回の定例会に合わせて、全戸に配布する『議会だより』の立案・編集・校正・発行



◎楠元 〇平野 福世 増田  
 大石 三輪 増田 剛士 由美子 積 義己 仲介  
 裕之 美由紀

◎委員長 ○副委員長

## 令和5年第2回定例会

# 第33号議案吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定 賛成多数で可決

令和5年度第2回吉田町定例会は6月1日から6月16日までの16日間行われ、条例の一部改正6件、補正予算1件、人事案件17件、契約締結1件の計25件を原案通り可決・同意・適任とした。また、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙も行った。

### 一般汚水の料金制度（1か月につき）（改定は令和6年4月1日から）

改正後		現行		
基本 使用料	従量使用料	基本料金		超過料金
		排水 汚水量	料金	
1,100円	10 <sup>m</sup> まで 1 <sup>m</sup> につき 31円 10 <sup>m</sup> を超えるもの 1 <sup>m</sup> につき113円	10 <sup>m</sup> まで	910円	10 <sup>m</sup> を超え50 <sup>m</sup> まで 1 <sup>m</sup> につき91円 50 <sup>m</sup> を超え100 <sup>m</sup> まで 1 <sup>m</sup> につき100円 100 <sup>m</sup> を超えるもの 1 <sup>m</sup> につき110円

### 吉田町下水道料金等審議会答申（令和5年2月21日）

#### 【答申内容】（抜粋）

#### (1) 下水道使用料改定時期と改定率の目安

「下水道使用料による自立経営」を実現するためには、下水道使用料を「経費回収率100%相当額」に改定する必要がある。令和3年度の経費回収率が50.6%であるため、使用料改定率は約100%上昇させることとなる。しかしながらその改定は、大幅な見直しとなるため、使用者の生活への影響を考慮し、段階的な見直しを採用すべきである。

改定時期：令和6年度、令和9年度、令和12年度

改定率：約100%の上昇を3段階で均等割りした、33%の上昇率

#### 【付帯意見】

- ① 下水道使用料の改定に当たり、使用者の理解が得られるように十分に説明責任を果たすこと。
- ② 「吉田町公共下水道経営戦略」に掲げられた事項にとどまらず、経営の効率化、収入の確保等について不断につとめること。また、その内容を町民・使用者に公表するとともに、その成果を今後の下水道使用料に反映させること。
- ③ 未接続者に対して、接続の理解を得る広報活動等の周知に加え、ダイレクトメール送付等、一層の接続推進が図られる事業の検討を進め、更なる接続率向上に努めること。



# 主な質疑

**問** 2年度の経営戦略では、2度の使用料改定で11年度の経費回収率100%を目指すとしているが、変更した理由は。

**答** 2年度の経費回収率は60%であったが、企業会計に移行し、経費の見直しがあり、経費回収率が約50%に下がった。  
 それでは一度の値上

**問** 6年度に料金改定を行うとのことであるが、コロナ禍があり、現在物価高騰の状況にあり、本定例会においても住民税非課税世帯への給付金、国保税の減免延長などを審議する中、下水道料金の値上げは、住民サービスの観点に逆行していないか。

**答** 物価高騰の最中に使用料改定の時期が重なったことは誠に申し訳ないと思っている。しかし、汚水処理する費用に対して使用料収入は約半分であり、残りは一般会計からの基準外の繰入金で賄っている。そのことをできるだけ早く改めるために使用料改定を行う。また、国土交通省からの7年度までに料金改定しなければ、社会資本整備総合交付金の重点配分をしないとの事務連絡が2年に出され、それに対応するために6年度に料金改定を行う。

**問** 12年度までに経費回収率を100%にすることは法的な縛りによるものか。

**答** 法的縛りは無い。町の考えである。当

## 維持管理費比較

区分	時期	金額
合併浄化槽	現行	77,000円
下水道	現行	39,636円
	6年度	52,910円
	12年度	未定

合併浄化槽：5人槽（国交省資料）  
 下水道：4人家族（33㎡/月）

**問** 使用料値上げに対して、経費の削減努力も必要である。どのような事を考えているか。

**答** 本年度電気代およびマンホールポンプの監視委託料の節減で合計354万円の節減を考えている。

**問** 経費削減に関して今後もたゆまぬ努力を重ねていく考えか。

**答** 審議会答申の付帯意見にもそのような記載があり、今後も引き続き経費削減を図る。

**問** 先日の全員協議会において、今後の経費削減策として、現在衛生センターで処理している合併浄化槽の汚泥等を浄化センターで処理することによって、浄化センターの収入増加を検討しているとの話があった。

**答** 現時点で実現の目途は立っているか。また、いつ頃実現する予定か。

**問** 全員協議会にて、委託料の削減について、浄化センター維持管理業務委託を包括民間委託方式に変更できないかと考えていたが、物価高騰等の影響等で現時点では実現していないとの答弁があった。

**答** これについて今後どのように進める予定で、どのくらいの経費削減できるか。

**問** 包括民間委託方式への変更によってどのくらい削減できるかの数値は持っていない。

**答** 包括民間委託方式への変更によってどのくらい削減できるかの数値は持っていない。

## 下水道料金改定早見表

(1か月あたり、税抜き価格)

使用水量	現行使用料(円)	改定使用料(円)	増額(円)	増額比率
0	910	1,100	190	1.21
5	910	1,255	345	1.38
10	910	1,410	500	1.55
15	1,365	1,975	610	1.45
20	1,820	2,540	720	1.40
25	2,275	3,105	830	1.36
30	2,730	3,670	940	1.34
35	3,185	4,235	1,072	1.33
40	3,640	4,800	1,160	1.32
50	4,550	5,930	1,380	1.30
100	9,550	11,580	2,030	1.21
200	20,550	22,880	2,330	1.11

第4回吉田町下水道料金等審議会説明資料から



よし吉デザインのマンホール蓋（住吉）

## 反対討論

山内均議員

**問** 今回の料金改定は3年度の実績を踏まえ、12年度に使用料を現行の倍にするための第一段である。今後経費が物価上昇などで増加すれば、12年度には今の倍以上になることもあるのか。

**答** 次回以降の料金改定においては、その時点で社会情勢などを鑑みて見直しを図る。

**問** 下水道に接続している方の比率である水洗化率が3年度は約74%である。独立採算を目指すなら、水洗化率100%が前提ではないか。水洗化率を毎年1%ずつ上げ17年度に85%にすることを目標としている。



## 賛成討論

八木栄議員

下水道事業は、下水道使用料でサービスを提供する「独立採算制」が前提となっているが、現状では一般会計から多額の繰り入れを行い運営している。公共下水道整備区域外の方からすれば、税の使い方に不公平感を抱くことも理解できる。こうした不満を解消するためにも、使用料改定により増額された金額が、一般会計からの繰入金の減額に繋がりが、それが住民サービスに反映されると考える。

増田剛士議員

私は、「受益者負担」「一般会計からの繰入れ削減」「浄化槽利用者の維持管理費との格差是正」の3つの観点から賛成と判断した。下水道使用料は、4人家族の例で今回の値上げで月額税込4409円、合併浄化槽維持管理費は、月額税込6416円となる。

下水道使用料は、5年度が9544万円であることから7年は1億3044万円になる。5年度は一般会計からの公共下水道事業繰出金は5億7078万円であり、7年繰出金は約4億4000万円となる。

水洗化率を上げる条件で独立採算制確立への条件であると思う。下水道および浄化槽による水洗化区域が確定した以上、税負担の不公平をなくすための、抜本的な見直しをすべきであると考えている。

平野積議員

目的の経費回収率を100%にし、一般会計からの基準外繰入金を無くすことは賛成する。しかし、今回の値上げ幅が使用料対象経費が年々増加することを前提としていることは私は反対する。経費削減に関する町の考えが極めて不明確である。

経費回収率を上げる方法は、経費削減と料金収入の増収である。

経費削減を図るには町の努力が、料金値上げには下水道事業の状況を理解する町民の努力が必要である。町民の負担増だけを強いるのではなく、町は経費削減を積極的に進め、町と町民が共に努力し、下水道事業の経営改善を図ることができる値上げ幅を縮小した議案を改めて上程する事を強く要望する。

### 第33号議案吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定の表決結果

議員	大石裕之	増田伸介	盛純一郎	楠元由美子	福世義己	三輪美由紀	平野積	山内均	増田剛士	八木栄	河原崎昇司	蒔田昌代	大石巖
賛否	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	※

○：賛成 ×：反対 ※：法令の定めにより議長に表決権は無い。

これまで下水道料金の改定は無く、今回の改定は、使用者を含めた吉田町下水道料金等審議会が、公営企業としてのありべき姿に立ち返り、慎重に審議された結果であることから賛成する。

「受益者負担」に関し、これまで非常に安価な使用料を維持してきた中で、当局の丁寧な説明が求められる。また、公営企業としてたゆまぬ経費節減策の実施を求め賛成する。

## 一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ1億5,488万円を追加し、130億2,360万円とする。

### 主な歳入・歳出

【歳入】	使用料及び手数料（戸籍窓口手数料）	:	△60万円
【歳出】	総務費（戸籍・住民基本台帳事務費）	:	67万円
	民生費（住民税非課税世帯支援特別給付金給付事業費）	:	5,177万円

## 主な質疑

### 一般会計補正予算（第3号）

#### ◎印鑑条例の一部改正

- 役場庁舎前の自動交付機を9月に撤去することによる文言の修正

（補足）

役場庁舎前の自動交付機は平成25年に設置し、契約最終年度を令和2年としていたが、その時点でマイナンバーの交付率が低いことおよび新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して、令和5年まで契約を延長していた。

#### ◎手数料条例の一部改正

- マイナンバーカードの普及促進と行政事務の効率化のため、証明書を取得する際の高機能端末機による交付につき手数料を減額する。

改正後		
内容	窓口金額	多機能端末機金額
戸籍謄本・抄本	450円	350円
住民票	300円	200円
印鑑登録証明	300円	200円
住民税決定証明	300円	200円



**問** 歳入の手数料の減額は条例改正によって生じる。条例改正前の早期議決は疑問である。

**答** 条例改正と会計補正は、本定例会で同時に行うと理解している。システム改修の歳出の関係もあり、今回の審議で歳入への説明責任も果たせると考える。

**問** 自動交付機の撤去により庁舎窓口業務は増えないか。

**答** 当町におけるマイナンバーカードの交付率は、5月31日現在79%であることから、マイナンバーカードを使つてのコンビニ多機能端末機による交付の周知により、窓口交付は減ると予想している。

### 印鑑条例の一部改正

**問** どのような周知をするのか。

**答** 町内外のコンビニで交付可能なことや平日のみならず土日祝日の6時30分から23時まで利用可能であることなどの利便性を周知する。

**問** 庁舎内に多機能交付機を置くことを考えないか。

**答** 現時点では考えていない。

### 手数料条例の一部改正

**問** 多機能端末機の使い方に関する周知は。

**答** 今も町のホームページで紹介しているが、そのページに到達するのに手数がかかる状況で、簡便にそのページが見られるように工夫する。

**問** 交付場所の違いによる価格差はいつまで続ける予定か。

**答** 静岡県は35市町のうち21市町がコンビニ交付に対して減額している。金額については、近隣市町も当町と同様の100円の減額であり、当面の間は続ける予定である。

**問** 今後、郵便局やスーパーなどの多機能端末機の設置を求めて、町民の利便性向上を図らないか。

**答** 郵便局やスーパーなどの設置が進めばルートの拡大を図ることは考えるが、町が率先して多機能端末機を設置することは無い。

**問** 交付にはマイナンバーカードの暗証番号を入力する必要があるが、暗証番号を忘れた場合どうすれば良いか。

**答** 役場に連絡をくれれば再発行することができる。発行時、暗証番号を記載した用紙をお渡ししているため、それをしっかりと保管して欲しい。



# 令和5年第2回臨時会：5月12日

## 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金など 補正予算1,354万円を可決

令和5年第2回吉田町議会臨時会が5月12日の1日限りで行われ、専決処分事項の承認4件、町道の認定1件、人事案件1件の計6件を原案のとおり承認・可決・同意した。また、議会広報特別委員会に関する発議案1件を可決した。

### 一般会計補正予算（第2号）の主な内容

歳入歳出それぞれ1,354万円を追加し、歳入歳出それぞれ128億6,872万円とする。

#### 【歳入】

国庫補助金 1,345万円

#### 【歳出】

子育て世帯生活支援特別給付金事業費 1,332万円  
うち システム改修委託料 121万円

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

#### 【目的】

食費などの物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

【給付額】 児童1人当たり 5万円

#### 一般会計補正予算 （第2号）（専決処分）

低所得子育て世帯生活支援特別給付金

問 一昨年、昨年に同様の給付を行っている。にもかかわらず、システム改修委託料120万円は高いのでは。

答 お子さんへの確実な給付には住民基本台帳との紐づけがその都度必要である。価格に関しては、随意契約であることから妥当性の検証に留まった。

問 今後自治体DXの具現化でマイナンバーカードの活用などでコスト削減は図れないか。

答 DXを活用し業務の標準化、効率化を図り、安価でスピーディに対応する。ただし、突発的なものへの対応は難しいと考えるが、マイナンバーカードの利用を考慮し検討を進める。

### 質 疑

#### 国民健康保険税条例一部改正（専決処分）

#### 【背景】

国民健康保険税の課税限度額の見直し等を含む地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に交付されたこととない同日に国民健康保険税条例の一部改正を専決処分。

【税収の増減】  
増収139万円、減収49万円、差引90万円の増収

【近隣市町の動向】  
藤枝市、牧之原市は専決処分、島田市、焼津市は今後改正の方針

#### 国民健康保険税条例一部改正の主な内容

- ・後期高齢者支援金分の限度額増額  
（前）20万円→（後）22万円
- ・国民健康保険税減額の控除額増額  
5割減額（改正前）（改正後）  
28万5千円 → 29万円  
2割減額（改正前）（改正後）  
52万円 → 53万5千円



問 近隣市町の動向をみると法改正に直ちに対応する必要はない。静岡県下でも一人当たりの保険税が高い吉田町で直ちに条例改正を専決処分した理由は。

答 国の施行に合わせるものが最も自然であると判断した。その方が説明責任を果たせる。議会の場で審議するのが原則であるが、時間にとまがない場合は専決制度が認められており、町はそれに従い専決処分した。



# 町政を問う

question

問

「選ばれる町」となるための施策は

answer

答

20代30代の女性を対象とした施策

自治体間競争が激化していくことが予測されている中で、「住みやすいまち」「選ばれる魅力あふれるまち」の実現に向けた取り組みについて、シーガーデンシティ構想実現を踏まえて質問した。

問 シーガーデンシティ

構想実現により、「○  
○日本」というよう  
な町づくりを考えてい  
るか。

答 「○○日本」とい

うようなスローガンを  
掲げることは考えてい  
ないが、シーガーデン  
シティ構想の推進に加  
え、「治水対策事業の  
実施」「福祉社会の建  
設」「教育環境の整備」  
を着実に推進すること  
により「選ばれ続ける  
まち」となることを確  
信している。

問 シティプロモーション

ンにおいて、吉田沙保  
里さんを町の応援大使  
に任命したが、その後  
の活動は。

答 東京オリンピック、

コロナ禍の影響で、来  
町するようないことは、  
なかったが、彼女のS  
NSで吉田町の話題を  
発信して頂いている。  
今後も企画を練ってい  
く。

問 当町における関係人

口の増加策は。  
個人と地域のつなが  
りを構築することがで

問 シビックプライドの

醸成に関する施策は。

答 「誇り」や「共感」

を持ち、地域のために  
自ら関わっていきこうと  
する気持ちのことを指  
すシビックプライドの

問 「住みやすいまち」

「安心安全な町」以外  
で、住民ニーズに応え  
るような施策は。

答 「どこに住むか」の

選択権は、女性が握っ  
ている。特に20歳から  
39歳までの女性に選ば  
れることが重要であ  
り、例えば「憩いの場」  
を設けることが必要で  
ある。

選ばれる続けるために  
20歳から39歳女性を  
ターゲットとした施策  
をしていく。



プロモーションポスター



議員 士 剛 田 増 ます

question

問

町内を走る新しい交通の料金は

answer

答

料金はまだ決めていない

町は「だれもが気兼ねなくおでかけできる町」を目指して、町内を走る新しい交通の実証運行を10月から実施する。8年度の本格稼働に導くべく準備状況のチェックと町民の皆さんへの周知を行うべく質問をした。



ひらの つもる 議員

**問** 運賃は住民懇談会で300円と聞いていたが、いつ決める。

**答** 7月3日の地域公共交通協議会で路線バスほど低価格ではなく、タクシーより低価格を前提に関係機関と調整して決める。

**問** 乗降場所は決まっているか。数はどのくらいか。

**答** 設置場所の青写真はできている。現在自治会、民生委員と調整中である。数は間隔300m位でゴミステーション並みを考えている。

**問** 一日の各時間帯でどのような方に使って欲しいと考えているか。

**答** 朝や夕方は主に路線バスに乗り継いで町外へ通勤・通学する方に、日中は高齢者の皆さんの通いの場への移動や通院、買い物などを想定している。

**問** 利用希望者に無料券又は割引券を配布し、多くの利用者の意見を取り入れて、より使いやすい新しい交通を目指さないか。

**答** 実証運行は想定している仕様での利用状況や料金が適正化かどうかなどのデータを収集する目的で行う。しかし、議員の言う通り、多くの意見を頂くことは大変重要なので、利用促進のため事業の周知活動とともに、「お試し券」などの利用促進策を実証運行中に実施することも考える。

**問** 小中高生や高齢者・障害のある方への割引は進めるか。

**答** 小中高生には町内移動を促すために検討する。高齢者や障害のある方は料金設定時考慮するため、行わない。



吉田町役場下りバス停付近のバス待合所

**問** 実証運行中、利用者の意見はどのようにして聞くのか。

**答** 実証運行開始から12月までは昼間のみ、1月からは朝と夕方の運行追加を計画している。

「問：お住まいの地域には困りごとがありますか。」に対する回答

区分	住吉	川尻	片岡	神戸	大幡	合計
住民同士の関りが無い	9.3	9.5	10.2	15.3	11.1	10.8
地域活動の担い手が少ない	26.5	17.9	21.6	5.9	11.1	19.0
地域のルールを守れない人がいる	17.2	31.0	17.0	15.3	33.3	20.2
交通手段がない・少ない	37.7	47.6	39.8	37.6	44.4	40.3
地域の環境整備がされていない	21.9	15.5	13.6	17.6	22.2	18.1
特に困りごとや不安は感じていない	21.2	21.4	23.9	29.4	16.7	23.2

出典：「吉田町地域福祉に関するアンケート調査結果」から抜粋 (単位：%)



# 町政を問う

question

問

二つの施策の登録・利用推進策は

answer

答

それぞれの増加策や広報手段を検討

本年3月、町広報誌に記載された若者応援プロジェクトと  
単身高齢者向けの携帯型緊急通報システムの貸与は、それぞ  
れ対象の町民にとって有効な利用が望める施策と考え、その  
現状や今後の拡充策・広報策などについて質問した。

FromYoshida若者応援  
プロジェクトについて

問 町民の参加登録のメ  
リットはどのようなも  
のか。

答 登録した学生の保護  
者が通常よりも低い金  
利で教育ローンが受け  
られること。

また、毎年開催の町  
内事業者が参加する合  
同企業説明会や各企業  
のインターンシップに  
関する情報などを配信  
し、学生に地元企業の  
情報が入手しやすい仕  
組みを作っている。

問 現在の参加者数は。

答 4年度からスタート  
し、現在4人。目標値  
は定めていないが、活  
用して貰えるよう情報  
発信に努めたい。登録  
者を増加させる施策を  
考える必要がある。

問 新たな企画検討や申  
し込み期限の延長、対  
象世帯への周知策は。

答 今後、事業者と学生  
が交流できるような企  
画を検討したい。必要  
に応じ申し込み期限の  
延長も検討。周知につ  
いては、高校への働き  
かけも行う。

## FromYoshida若者応援プロジェクト

町内出身者の進学や就職を応援  
するため、金融機関と企業、町が  
連携し「FromYoshida若者応援  
プロジェクト」を実施しています。  
このプロジェクトに参加すると、  
民間金融機関が提供する「FromYoshida若者応援ローン（通常より  
低い金利の教育ローン）」が利  
用できるようにするなどの特典が  
あります。プロジェクトの詳細や  
申請方法は町ホームページで確認  
してください。

## FromYoshida若者応援プロジェクト

町内出身者の進学や就職を応援  
するため、金融機関と企業、町が  
連携し「FromYoshida若者応援  
プロジェクト」を実施しています。  
このプロジェクトに参加すると、  
民間金融機関が提供する「FromYoshida若者応援ローン（通常より  
低い金利の教育ローン）」が利  
用できるようにするなどの特典が  
あります。プロジェクトの詳細や  
申請方法は町ホームページで確認  
してください。

広報よしだ本年3月号から抜粋

**安全・安心な在宅生活を**

高齢者の生活を支えるため、緊急通報システムを貸与し、在宅生活を安心して暮らすことができます。

① 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

② 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

③ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

④ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑤ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑥ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑦ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑧ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑨ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑩ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑪ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑫ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑬ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑭ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑮ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑯ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑰ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑱ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑲ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

⑳ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉑ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉒ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉓ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉔ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉕ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉖ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉗ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉘ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉙ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉚ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉛ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉜ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉝ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉞ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㉟ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊱ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊲ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊳ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊴ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊵ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊶ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊷ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊸ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊹ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊺ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊻ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊼ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊽ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊾ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

㊿ 在宅で生活する高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように、緊急通報システムを貸与する仕組みです。

お問い合わせ  
福祉課 高齢者福祉部門  
電話 33-21105

広報よしだ本年3月号から抜粋



もり じゅんいちろう 議員  
盛 純一郎

問 単身高齢者への通報シ  
ステムの貸与について

答 本年度の貸与可能な  
台数と予算措置は。

答 30人貸与可能分の予  
算約90万円を介護保険  
特別会計に計上した。



貸与する端末

問 さらに周知策や幼  
児・児童などへの利用

答 対象拡大の検討は。

周知については町の  
ホームページに掲載。  
ホームページに掲載。  
ケアマネージャーへの  
周知も継続し、デモ機  
を窓口で常設するなど  
する。民生委員にも案  
内を依頼する予定。幼  
児・児童などへの利用  
対象拡大は、他事業と  
して実施できるか検討  
する。

question

問

湯日川親水公園の整備計画はあるのか

answer

答

現時点では今後の整備計画はない

平成15年から供用開始の湯日川親水公園。吉田町にゆかりある葦が群生し、小魚などの生態系を保全し水鳥も見られる水辺の美しい公園であったが、何年も使用不可のロープが張られ草木が生い茂るところが目立つ現状を質問した。



議員 楠元由美子

問 湯日川親水公園の利用状況は。

答 多くの方が余暇を過ごし、多目的広場ではグラウンドゴルフで健康づくりを目的としたスポーツ活動にも利用されている。

問 公園内の環境整備の状況は。

答 業務委託で定期的に植木剪定・除草・芝刈り・遊具・トイレ点検など実施している。除草・芝刈りは3年度から年2回を年3回に見直した。

問 花が少ない公園。地域団体の協力で、花植えによる景観も環境整備の方法と考えるが町は。

答 花の多い公園は集客もあると考えるが、この公園には散水施設はなく花を育てるのは難しい。

問 遊具点検料が3年度37万円近く決算報告されている。町全体8公園で105基だが、2年度より多くなっている。町はどのように考えるか。

答 今後公園全体を考える中で修繕・撤去必要であるか考えながら予算措置を考える。

問 整備する順番として未開設の公園優先なのか最終開設の公園を再整備することが優先なのか、町はどのように計画しているか。

答 公園環境をどう整備していくか、優先順位を含め考えていかなくはない。今後実施計画などですっかりと対応していきたい。利用者が使いやすい、また住民の方が気持ち良く利用できるような町も環境整備をしていくが限界がある。公園愛護会・住民・地域の方々と一緒に行える仕掛けづくりが必要と考える。今後公園の管理や在り方も含め検討していく。

問 岩留橋から公園北側駐車場までの湯日川土手沿いの道路の環境整備はどのように行っているか。

答 町のほうで状況確認しながら環境整備を行っている。



シンボルゾーン風車周辺の風景



何年もロープが張られた水上ステージ



# 町政を問う

question

問

引きこもり問題の現状と今後の取組み

answer

答

ワンストップ窓口の周知を積極的に

引きこもり問題が近年社会問題化し、長期・高齢化により「8050問題」もより深刻化している。早期発見・早期支援が長期化を防ぎ改善も早いとされる中、社会に様々な影響をもたらす問題の取組みを質問した。

**問** 引きこもりの問題の捉え方は。

**答** 内閣府の調査では、生産年齢人口にあたる15歳から64歳において、2%余りが広義の引きこもり状態であるとし、全国を生産年齢人口のうち、146万人が引きこもり状態であると推計されている。個々に背景や状況がさまざまであり、個々の状況に応じた支援が必要である。

**問** 調査結果を基に、私

が町内の引きこもりの

**答** 数を試算したところ、生産年齢人口のうちで353人となった。この数をどう捉えるか。

**答** あくまでも目安の数字である。支援が必要かどうか、実態も見えにくい。その数字が多いのか少ないのかも判断がしにくいところである。

**問** 問題が多岐にわたる事も多く、専門的な知見やアドバイスも必要だと考える。また自治体の相談窓口では、短期間で人事異動があり、継続的に問題に関わる事が難しい。民間

の専門機関や団体、NPOなどの力を借りて取り組む必要があると考えるが。

**答** 個別に必要とされるオーダーメイドの支援を行えるように、多岐にわたる機関と連携して支援の輪を拡げて行く。また相談支援を民間に委託している。スキルアップしながら、支援を行っている。

**問** 当町のみならず、全国的に、積極的な取り組みは成されていない。引きこもりになら

**答** まずは相談していただく事が第一歩なので、福祉課内にある「ワンストップ窓口」の周知を積極的に行い、相談しやすい窓口で、一つ一つの相談に丁寧に対応する。また声を上げやすい地域づくりに努める。



議員 大石 裕之

# 町政を問う

question

問

個人所有の指定文化財などの保護は

answer

答

予算内で補助金を交付し管理する

能満寺参道の樹齢100年を越す松の古木を含む6本が松くい虫の被害により、また「田村の松」は松枯れにより、伐採された。天然記念物「萬年のサツキ」、無形民俗文化財「地蔵院の百万遍」などの文化財の保護と継承について質問した。

問 吉田町指定文化財は

22件ある。文化財指定までの経緯は。

答 天然記念物「萬年のサツキ」は昭和39年4月1日に、無形民俗文化財「地蔵院の百万遍」は昭和53年2月9日に、建造物「川尻の道標（みちしるべ）」は、平成19年5月29日に指定した。経緯としては、文化財の所有者や文化財保護審議会委員からの提案を経て、文化財保護審議会で審議し、教育委員会に答申して教育委員会が指定した。

問 文化財の保護・保存・管理などの施策は。

答 保存状態の確認のため、定期的なパトロールや所有者などに対して管理・助言などを行い、文化財の保護に努めている。

問 天然記念物「田村の松」のような指定解除を起さないための対策は。

答 樹木医による診断や木の幹への栄養剤の注入など、必要に応じて専門家などから助言や指導を受け文化財の保護対策に努める。

問 個人所有の指定文化財等保護への配慮は。

答 教育委員会は、管理や修理に多額の経費を要し、所有者が負担に耐えない場合などには予算の範囲以内で補助金を交付し、必要な事項を指示する。

問 天然記念物「萬年のサツキ」は400年近く生きています。今一度健康状態を確認しないか。

答 天然記念物は所有者が管理することが基本である。管理には、所

有者の方と密接に連携を取り、対応していく。

問 正しいものを正しく伝えないと、無形文化財は消えていく。「地蔵院の百万遍」は300年つながっている、ビデオを撮って記録しておきたいが、町の支援は。

答 条例には記録の作成というものがある。地元の方と協議しながら町として支援できることを考える。



萬年のサツキ



やま うち ひとし 議員  
山 内 均



# 総務文教常任委員会報告

## 調査事項

### 地域推進教育事業について

6月4日

常任委員会として所管事務調査を行うことを全員一致で決定。

各委員提出の調査事項案から協議し、「地域推進教育事業」について調査することに決定した。



6月12日

所管事務調査事項に対する目的・方法・期間を以下のように決定した。

#### 【調査目的】

町は、第5次吉田町総合計画第5章の地域教育の分野において、その施策の方向性として地域推進教育事業推進や放課後子ども教室の拡充を掲げている。

地域の教育力の向上を

図るため、地域の各種団体・学校・家庭が協働して取り組むこと、また、放課後及び休日子どもが安心して活動できる居場所を確保するとともに、次世代を担う子どもの健全育成の一層の支援が必要であるとしている。そこで、町が行っている地域推進教育事業について、その現状と課題を調査・研究する。

#### 【調査方法】

執行部から説明員の出席及び資料提出を求め、現状と課題を検証する。

#### 【調査期間】

調査・研究が終了するまで。

以上の内容を決定し、議会閉会中の継続調査とした。

委員長 盛 純一郎

# 産業建設常任委員会報告

## 調査事項

### 空家等対策の推進について

6月5日

常任委員会として所管事務調査を行うことを全員一致で決定。

各委員提出の調査事項案から協議し、「空家等対策の推進」について調査することに決定した。

6月15日

所管事務調査事項に対する目的・方法・期間を以下のように決定した。

#### 【調査目的】

第5次吉田町総合計画後期基本計画（2020▽2023）も最終年度を迎える。

この計画に掲げる施策の大綱・第4章「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」における、分野・住環境、施策3「空家等対策の推進」について、住民の生活環境の支障となる空家等に対して「4年後の姿」の現実味など、適切な管理や利活用について調査・研究をする。

#### 【調査方法】

執行部から説明員の出席及び資料提供を求め、現状と課題を検証する。

#### 【調査期間】

調査・研究が終了するまで。

以上の内容を決定し、議会閉会中の継続調査とした。

委員長 山内 均

<b>議案3 空家等対策の推進</b>
〈施策の方向性〉
● 空家等の組織の活用と空家等対策の推進
【現状と課題】
・ 全国的に空家等の対策が深刻な問題となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日全面施行された中、本町においても住民の生活環境の支障となる空家等に対して、適切な管理や利活用が求められています。
・ 令和元年度に空家等対策連絡会議を設置し、空家等対策の検討を進めています。
【4年後の姿】
・ 適切な空家等の対策を進めることにより、良好な住環境が保たれています。

### 第3回定例会（9月）のご案内

令和5年第3回吉田町議会定例会は9月1日（金）から開催予定です。

傍聴はどなたでもできます。当日に4階議会事務局で受付を済ましてから5階傍聴席にご入場ください。お待ちしております。問い合わせ先 議会事務局 33-2141

## まちの話題



5月27日、住吉小学校運動会で保護者も元気いっぱいの子どもたちを応援しました。



5月18日、吉田中学校「活力祭」で生徒会縦割り種目「台風の目」を頑張りました。



5月27日、中央小学校運動会で、6年生がパフォーマンス（百花繚乱～輝きの花～）を披露しました。



5月21日、県営吉田公園西側町有地にて第40回吉田町凧揚げ大会が開催されました。

					<b>議会広報特別委員会</b>		
					委員長		
					楠元	由美子	
					副委員長		
					平野	積	
					委員		
					大石	裕之	
					増田	伸介	
					福世	義己	
					三輪	美由紀	
					増田	剛士	



6月4日、河川・海岸統一美化運動の清掃活動に近隣の北区・川尻区住民と地元企業などが参加しました。

議会だより109号記載記事について、誤記がありました。お詫びし以下のとおり訂正します。

- ・P5 リーディングDXスクール事業「1,540万円」を「154万円」に
- ・P6 「町民の要望が多く年度途中で予算上限に達した場合でも、補助金の継続を検討する。」を「 // // // // 、増額については現時点では考えていない。」に
- ・P12 「料金改定だけに頼る町の姿勢を質した。」を「町と町民がともに努力して行うために質問した。」に訂正します。



※本紙に記載している数値につきましては、一部千円以下を切り捨てして万円単位で表記しています。